



柴田町立船迫中学校

学校だより 第13号

令和2年11月16日

文責 教頭

そっ たく
啐 啄

啐は殻の中で雛が突つく音
啄は母鶏が殻を噛み破ること。
またと得難い良い時期を意味する。

3 V 精神の集大成



Vision (夢), Vitality (活力), Victory (勝利)

学級の勝利という夢をみんなで描き、協力し合い、励まし合う活力で取り組んだ合唱コンクール

11月10日にえずこホールで行われた合唱コンクールには、平日にもかかわらず、延べ170名の保護者の方にお越しいただきました。トップバッターのプレッシャーに負けなかった2年生の美しいハーモニー、はつらつと歌う1年生のまとまりある姿、そして、3年生の魂のこもった迫力ある歌声。コンクールなので受賞の有無はありましたが、中学校の行事として、これ以上感じられない達成感を得た人が多かったことと思います。

練習では、学級ごとの日進月歩の上達に加え、同じ学年による切磋琢磨、縦割り練習によって生まれた上級生への憧れと下級生への応援。全校が一体となってこの行事の成功に向かってスクラムを組むことができました。

本コンクールでは、作曲家としても全国的に有名な、船迫小学校長 杉山義隆先生に審査をいただきました。審査のときにいただいた言葉を紹介します。

2年1組 学年優秀賞	前半のユニゾン、男声と女声のバランスが良く、美しかったです。荒さをほとんど感じず、自然な強弱がとても心地よく、終始、ハーモニーが崩れなかったことに驚きました。曲の雰囲気合った、しなやかな発声ができていました。安定感のある合唱でした。
2年2組	主旋律が男声になったときの女声のバランスの取り方がうまかったです。「Happy Birthday」のハモリも難しいのですが、すばらしかった。16ビートに乗って、裏拍もきれいにはまっていました。丁寧に仕上げようとした努力が分かる、言葉がしっかりと伝わってくる合唱でした。
1年2組	混声合唱としての安定感がありました。2コーラス目の最初の女声2部の部分が、特にきれいにハモっていました。また、クレッシェンドの強弱をみんなで心がけようとする意識も高かったです。とてもやわらかい声で歌い上げた美しい合唱でした。
1年1組 学年優秀賞	この曲に対して、みんながもっている熱い思いが伝わってきました。力強い合唱で、よく声も出ていました。「こころもえるうたが♪(2拍3連)」の部分の表現がとても難しい曲なのですが、声がそろっており、練習した成果を存分に感じさせていました。
3年2組 優秀賞	明瞭で変化に富む発声により、「信じる」という言葉の意味をはっきり伝えた合唱でした。p、ppを丁寧に表現しようとする努力、そしてそれが後半のfとの対比となっている。音楽の変化を十分に表現できていたと思います。強弱が変わってもハーモニーが崩れない調和もすごかったです。
3年1組 最優秀賞 指揮者賞・伴奏者賞	「またねって♪」ここからの表情の変化には感動しました。そしてその後のクレッシェンドがとても良かったです。皆さんの熱い思いが伝わるすばらしい合唱でした。16分音符に乗せる日本語も難しかったと思いますが、その言葉に込められた思いがしっかりと伝わってきました。

11月は虐待防止月間です

虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、次世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する重大な権利侵害です。ニュースの報道でもあるように、子供を死に至らしめた事例も少なくありません。学校における教員による体罰と同様に、昨今は保護者による虐待も、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではないと定められました。

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることも多いとのこと。

- 身体的虐待** 幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。
- 性的虐待** 性的な満足を得るためにわいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子供をポルノグラフィーの被写体にするなども含まれます。
- ネグレクト** 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、といった行為を指します。
- 心理的虐待** 子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供が学校に行きたいのに行かせない、存在を否定する、というような言動が代表ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、心理的虐待に当たります。

児童虐待防止法における私たちの役割は、早期発見、市町・関係機関への通告です。一人一人が「通告の義務」があることをご承知ください。もちろん、虐待を受けている本人から通告し、助けを求めることも可能です。

なお、学校は、虐待を調査・確認したり、その解決に向けた対応方針の検討を行ったりできません。保護者に指導・相談・支援したりできるのは権限と専門性を有する児童相談所や市町です。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

いち はやく
189

出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。



親権者等による体罰禁止の法定化について（令和2年4月施行）

令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、親権者等による「体罰禁止」が法定化されました。たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

- (体罰の例)
- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
 - 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
 - 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
 - 他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
 - 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
 - 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

加えて、子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

